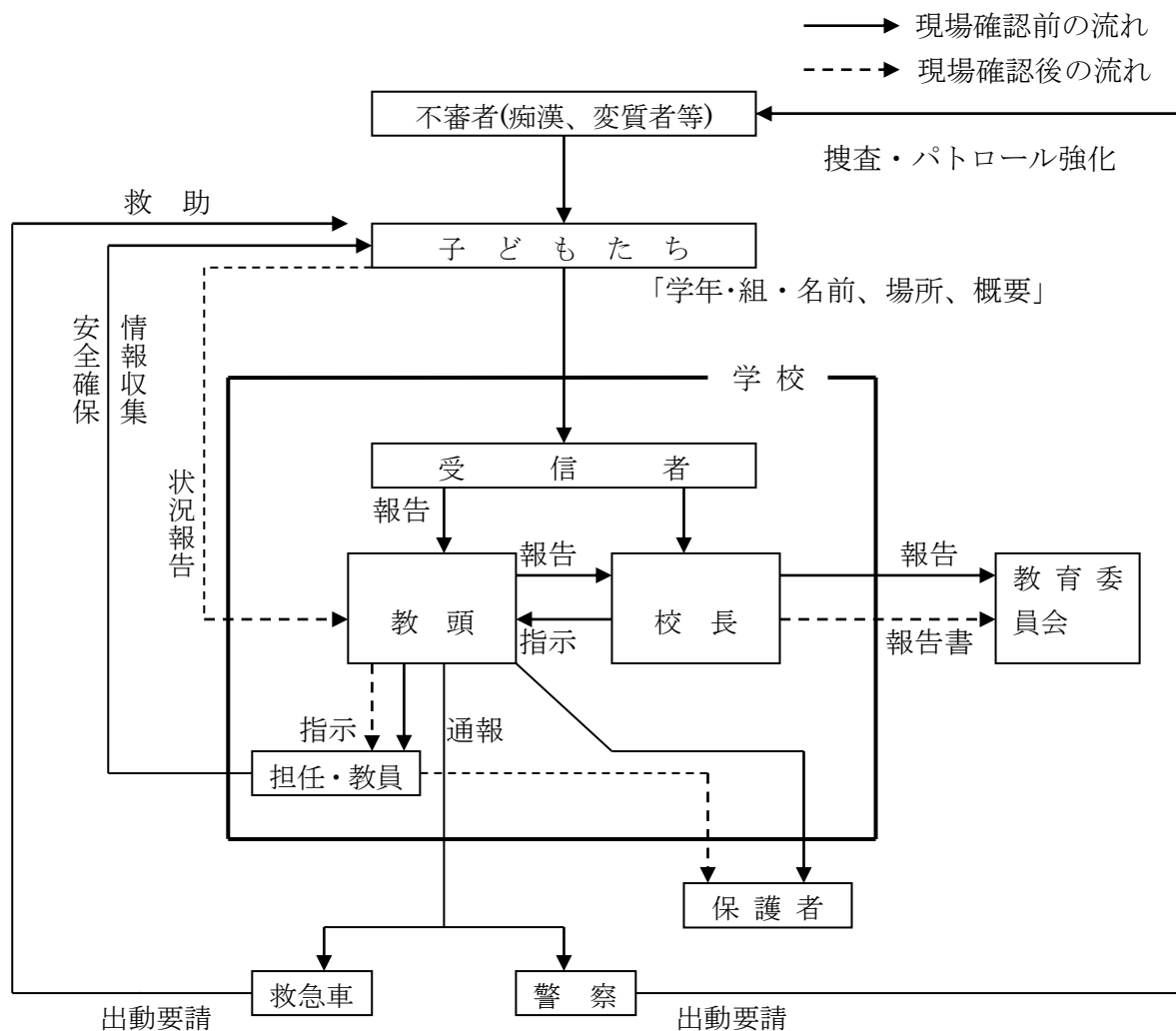


## ⑦ 不審者への緊急対応

### 1. 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合

- ア 警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。
- イ 緊急時における児童の下校については、平常時と同様に学年又は複数学年による方面別下校を行う。授業以外の職員が、児童の集合場所周辺まで同行する。
- ウ 登下校時や授業後における児童の安全確保のため、保護者やPTA等による学校支援のボランティアから巡回等の協力を得る。
- エ 校舎各階の廊下に「さすまた」を設置し、万一の場合に備える。

〔緊急事態が発生した場合には、次のような措置をとる〕



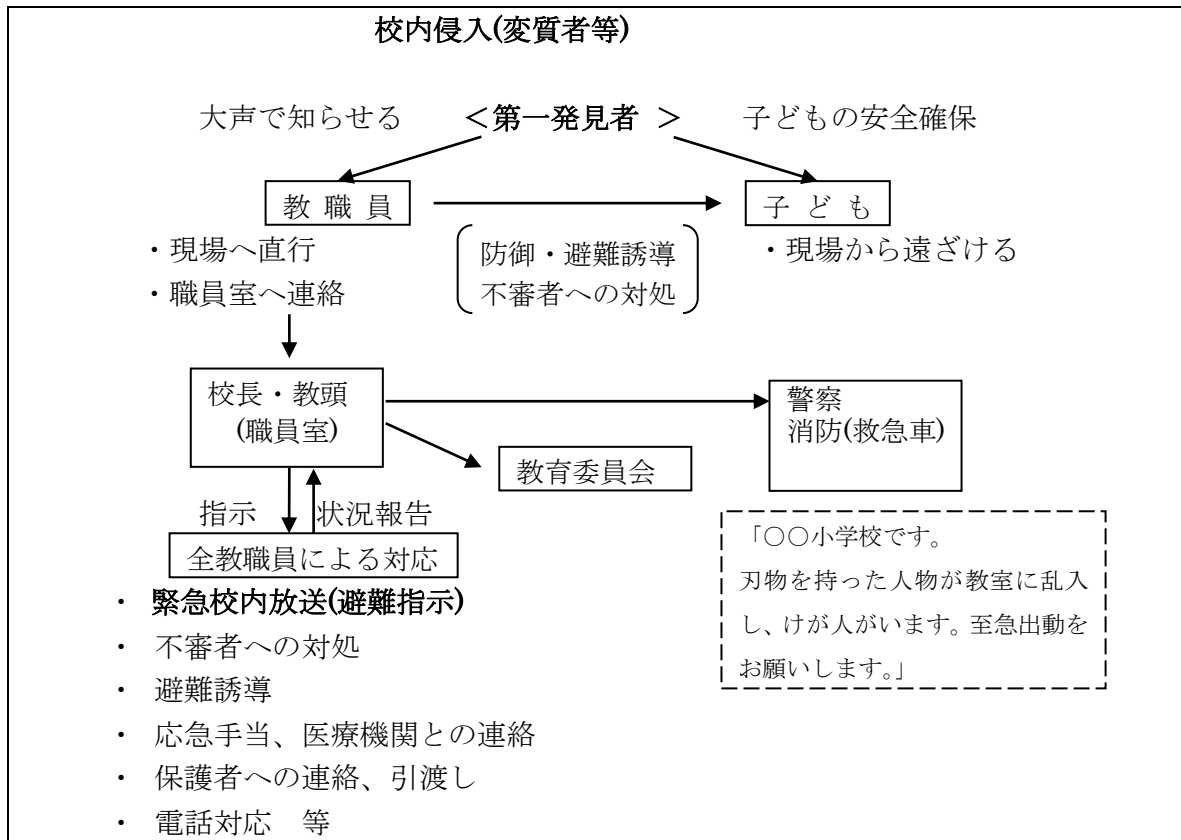
### 2. 学校内に不審者が立ち入る等の緊急時

#### 【危険性が低い場合】

- ① 不審者を見かけたら、直ちにインターホン等で職員室にその旨を連絡する。
- ② 教頭と他2名の職員が現場に行き、不審者に冷静に対応し用件を聞く等の話をしながら退去を促す。
- ③ 児童がいる場合は、担任や近くにいる職員の誘導で「避難の三原則」を守って避難する。
- ④ 校長の判断で、必要があれば警察や教育委員会に通報する。

## 【危険性が高い場合】

- ① 薬物乱用が疑われる様子の不審者及び危険物を所持している不審者を見かけたら、児童は担任及び近くにいる職員の誘導で避難する。
- ② 担任又は近くにいる職員が直ちにインターホン等で職員室にその旨を連絡する。
- ③ 校長の判断で、必要があれば警察や教育委員会に通報する。
- ④ 緊急放送で児童全員の避難及び避難場所を指示する。
- ⑤ 教頭と他 2 名の職員が現場に行き、不審者に冷静に対応しながら警察官の到着を待つ。
- ⑥ 不審者退去の後、教育委員会に連絡をする。



ア 職員は現場の状況判断を冷静に行い、児童の安全を最優先に行動する。

イ 非常事態時はインターホンだけでなく、非常ベルや大声等で臨機応変に発信する。

ウ 教室外で学習した後は、職員が引率して教室に戻る。

エ 校外学習で児童を引率するときには、防犯ベルやホイッスルを所持する。

オ 放課時等で児童だけの状況のなかでも、挙動不審を感じたら侵入者から遠ざかる方向へ、各自「避難の三原則」を守って避難することができるように訓練を行う。

## 【緊急時の分担】

校長・教頭	全体指揮、報道機関への対応、教育委員会への報告 被害者の家庭への訪問
教務主任	保護者への連絡指示、PTA、校区等関係者への連絡
校務主任	避難誘導(校舎外)、避難者の安全確保、校内の安全確認
学年主任・担任等	避難誘導(校舎内)、安全確認、保護者連絡、保護者への引渡し 被害者の家庭への訪問
生徒指導主事	警察、消防署(救急車)への連絡、不審者への対処、避難誘導
養護教諭・保健主事	応急手当、救急車への指示、医療機関との連絡調整
事務職員等	電話対応、各種連絡補助